

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【会社名】 太平洋セメント株式会社

【英訳名】 TAIHEIYO CEMENT CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 不死原 正文

【本店の所在の場所】 東京都文京区小石川一丁目1番1号

【電話番号】 03(5801)0260

【事務連絡者氏名】 経理部経理グループリーダー 鈴木 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区小石川一丁目1番1号

【電話番号】 03(5801)0260

【事務連絡者氏名】 経理部経理グループリーダー 鈴木 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額3,681,352,500円

ロ 効力発生日

2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会運営における柔軟性を確保するため、所要の変更を行うものであります。

取締役会の意思決定の迅速化及び経営の監督機能と業務執行機能の分離を進めるために、取締役の員数を15名以内から10名以内に減員するものであります。

最適な経営体制を機動的に構築可能とするため、代表取締役だけでなく執行役員からも社長を選定できるようにすることとし、また、取締役会の監督機能を向上させるため専務取締役及び常務取締役を廃止することとして所要の変更を行うとともに、執行役員の選定方法及び役割を明確にするため執行役員に関する規定を新設するものであります。

その他条文の新設に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

福田修二、不死原文、北林勇一、苅野雅博、安藤國弘、小泉淑子、江守新八郎の7氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、社外監査役の補欠として、青木俊人氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)1
第1号議案 剰余金の処分の件	937,434	29,757	16	(注)2	可決 96.57
第2号議案 定款一部変更の件	953,186	14,005	16	(注)3	可決 98.19
第3号議案 取締役7名選任の件					
福田修二	880,878	85,183	1,143	(注)4	可決 90.74
不死原文	885,740	75,714	5,752		可決 91.24
北林勇一	891,343	70,375	5,487		可決 91.82
苅野雅博	907,217	54,501	5,487		可決 93.45
安藤國弘	907,204	54,514	5,487		可決 93.45
小泉淑子	952,566	14,626	16		可決 98.13
江守新八郎	868,035	92,819	6,349		可決 89.42
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件	955,209	11,992	16	(注)4	可決 98.40

(注)1. 賛成割合は、本総会前日までに事前行使された議決権数と本総会当日出席の株主の議決権数を合わせた本総会で行使されたすべての議決権数に対するものであります。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。